

平成 31 年 3 月 7 日 (木)
国土交通省関東地方整備局 京浜港湾事務所
横浜市 港湾局

記者発表資料

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業に係る
環境影響評価書を縦覧します

国土交通省関東地方整備局と横浜市は、環境影響評価法に基づき「横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業環境影響評価書(以下、評価書)」を作成し、平成 31 年 3 月 7 日(木)から評価書の縦覧を開始します。

評価書の名称 横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業環境影響評価書
縦覧期間 平成 31 年 3 月 7 日(木)から平成 31 年 4 月 8 日(月)まで
縦覧場所 国土交通省関東地方整備局 情報公開室、京浜港湾事務所
横浜市 港湾局政策調整部政策調整課、環境創造局政策調整部環境影
響評価課、横浜市鶴見区役所総務部区政推進課、横浜市中区役
所総務部区政推進課
縦覧時間等は別紙のとおり

本件は平成 31 年 3 月 7 日(木)の官報および横浜市報に掲載するとともに、国土交通省関東地方整備局港湾空港部、京浜港湾事務所および横浜市港湾局のホームページに掲載します。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川建設記者会・横浜海事記者クラブ
神奈川県政記者クラブ・物流専門誌・その他専門誌

問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局 京浜港湾事務所
企画調整課長 有路 隆一(ありじ りゅういち)
電話 045-226-3765(直通)

横浜市港湾局 政策調整部
政策調整課長 成田 公誠(なりた こうせい)
電話 045-671-2877(直通)

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業 環境影響評価書を縦覧します。

国土交通省関東地方整備局と横浜市は、環境影響評価法に基づき「横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業環境影響評価書」を作成いたしましたので、その概要と縦覧についてお知らせします。

1 はじめに

横浜港は開港以来、我が国を代表する国際貿易港として発展してきました。近年では「国際コンテナ戦略港湾」にも選定され、我が国全体の経済・産業活動を支える重要な役割を担っています。

「新本牧ふ頭」は、国際コンテナ戦略港湾としての横浜港の競争力を更に強化すべく、超大型コンテナ船に対応するための大水深のコンテナターミナルや、高度な流通加工機能を有する物流施設を一体的に配置した新たな国際物流拠点として港湾計画に位置づけられているものです。

本埋立事業が環境に及ぼす影響や環境保全のための措置については、環境影響評価法に基づき検討を進めています。このたび、環境への影響を調査・予測・評価した結果などを「環境影響評価書（以下、評価書）」として取りまとめました。

2 対象事業の内容

事象の種類・規模

公有水面の埋立 約 140ha

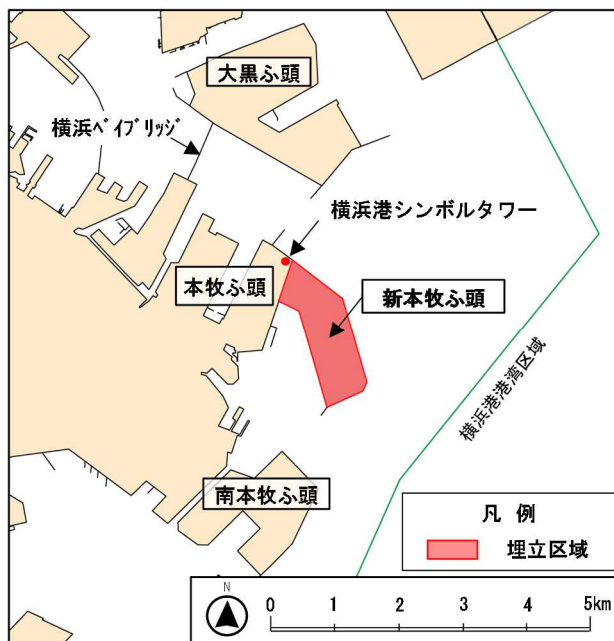
埋立区域の位置

横浜市中区本牧ふ頭地先海域

工事計画

| | |
|--------------|---|
| 工事概要 | 主に護岸等工事と埋立工事 |
| 埋立に用いる土砂等の種類 | 建設発生土、浚渫土砂、山砂等 |
| 埋立方法 | 主に土運船により埋立用材を埋立地まで運搬した後、直接投入又は揚土船による揚土を行い、その後、土砂をダンプトラック等で運搬して埋め立てる |
| 工事工程 | 約 20 年間 |

埋立区域



3 環境影響評価手続き

環境影響評価制度は、事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価を行い、市民や市長から意見を聴くなどの手続きを通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度です。

<配慮書> 事業の計画を立案するに当たり、環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行いその内容を記載したもの。



<方法書> 環境への影響を評価するにあたり、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価していくものかを記載したもの。



<準備書> 方法書等に基づき、環境への影響を調査・予測・評価した結果などを記載したもの。



<評価書> 市民や市長等の意見を踏まえ、準備書の内容に検討を加え、環境影響評価の最終的な評価を記載したもの。

4 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、事業の特性と事業実施区域及びその周囲の地域特性を踏まえ、護岸の工事、埋立ての工事及び埋立地の存在により環境の変化が想定される環境要素を選定しました。準備書では、選定した項目ごとに、事業による影響を調査・予測・評価しました。

| 環境要素の区分 | | 工事の実施 | | 土地又は工作物の存在 |
|-----------------|-----------|-------|--------|------------|
| | | 護岸の工事 | 埋立ての工事 | 埋立地の存在 |
| 大気質・騒音・振動 | | | | |
| 水質 | 水の汚れ | - | - | |
| | 土砂による水の濁り | | | |
| 水底の底質 | 有害物質 | | - | |
| | 粒度組成 | - | - | |
| 地形及び地質 | | - | - | |
| 動物・植物・生態系 | | | | |
| 景観 | | - | - | |
| 人と自然との触れ合いの活動の場 | | | | |
| 廃棄物等 | | | - | |
| 温室効果ガス等 | | | | |

「○」は環境影響評価項目として選定したものの、「-」は環境影響評価項目として選定しなかったものを示します。

5 予測の結果及び環境保全措置

本事業が環境に及ぼす影響について、現地調査や数値シミュレーション等を用いて予測・評価を行うとともに、環境影響低減のための環境保全措置の検討を行った結果、環境への影響は、環境保全措置の実施により事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避又は低減されており、環境保全への配慮は適正であると判断しました。

なお、環境要素ごとの調査・予測・評価の結果及び環境保全措置については評価書に記載しております。

6 評価書の縦覧

縦覧期間

平成 31 年 3 月 7 日（木）から平成 31 年 4 月 8 日（月）まで。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

縦覧場所、時間

国土交通省関東地方整備局

情報公開室（横浜第 2 合同庁舎、午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで）

京浜港湾事務所閲覧室（午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで）

横浜市

港湾局政策調整部政策調整課（午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分）

環境創造局政策調整部環境影響評価課（午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分）

鶴見区役所総務部区政推進課（午前 8 時 45 分から午後 5 時 00 分）

中区役所総務部区政推進課（午前 8 時 45 分から午後 5 時 00 分）

なお、縦覧期間中は国土交通省関東地方整備局港湾空港部、京浜港湾事務所および横浜市港湾局のホームページに掲載します。

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業についての問合せ先



国土交通省 関東地方整備局 京浜港湾事務所

〒220-0012 横浜市西区
みなとみらい六丁目 3 番 7 号

TEL 045-226-3765

FAX 045-226-3783

<http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/keihin/>



横浜市 港湾局 政策調整部 政策調整課

〒231-0023 横浜市中区山下町 2 番地
産業貿易センタービル 5 階

TEL 045-671-7390

FAX 045-671-7310

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/>